合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月二十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月六日
掲載頁　一〇九頁（号外第一四二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月六日
掲載頁　一一〇頁（号外第一四二号）

平成二十二年八月五日
愛知県愛知郡長久手町蟹原二二〇一番地
（甲）日東スタッフ株式会社
代表取締役　松下　隆行
愛知県愛知郡長久手町蟹原二二〇一番地
（乙）日東緑化サービス株式会社
代表取締役　永草　基巳

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

承認決議は、平成二十二年五月二十四日開催の甲の理事会及び評議員会並びに平成二十二年五月二十三日開催の乙の理事会及び評議員会において終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月五日
大阪府堺市西区鳳中町二丁二三番地八六号
（甲）社会福祉法人野のちから
理事長　武南千賀子
大阪府堺市南区高倉台二丁七番二〇号
（乙）社会福祉法人レーベン
理事長　近島　勇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月六日であり組織変更後の商号はエスケイ機工株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月五日
埼玉県朝霞市三原三丁目五番三十号
合資会社エスケイ機工
代表社員　久富木司郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月七日であり、組織変更後の商号は建人株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月五日
大阪市中央区谷町九丁目二―一四中田東海ビル三階
合同会社建設人材センター
代表社員　綿貫　洋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月五日
鹿児島県枕崎市岩戸町一八九番地
合名会社グリーンホテル福住
代表社員　福留　スミ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　秋田魁新報
掲載の日付　平成二十二年七月十四日
掲載頁　二十三頁

平成二十二年八月五日
秋田県秋田市川尻町字大川反二三三番地七
八マルキビル
株式会社さくら技研
代表取締役　佐藤　修身

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年八月五日
東京都西東京市ひばりが丘北二丁目七番一二号
有限会社板倉制作所
代表取締役　板倉　徳久

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月五日
大阪市平野区平野馬場一丁目一番二六号
株式会社ミトヤインテリア
代表取締役　乾　好明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林岳史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月五日
東京都渋谷区渋谷二丁目五番三号
エフビープロダクション・インコーポレイテッド
日本における代表者　小林　岳史

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中川喬介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年八月五日
東京都千代田区二番町一番地
ROCKEFELLER CENTER INVESTMENT INC.
日本における代表者　中川　喬介

限定承認公告

本籍東京都福生市大字福生六八六番地、最後の住所東京都福生市本町一三三番地六ハイネス福生六〇五号室　被相続人　亡　齋藤　信行

右被相続人は平成二十年十二月十九日死亡とみなされ、その相続人は平成二十二年七月二十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
東京都八王子市宇津木町六五二―二ナッツフィールド三〇二
相続財産管理人　伊藤　直美

限定承認公告

本籍愛知県常滑市西阿野字半月二八二番地の一、最後の住所愛知県半田市青山二丁目二番地の一三

被相続人　亡　森下　敦夫

右被相続人は平成二十二年四月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十六日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
愛知県半田市青山二丁目二番地の一三
限定承認者　森下　翔

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市緑区兵庫一丁目三〇八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大町　裕康

右被相続人は平成二十二年六月九日死亡し、その相続人は平成二十二年七月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
愛知県名古屋市緑区兵庫一丁目三〇八番地
相続財産管理人　大町　昇久

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市今福五丁目五番、最後の住所和歌山県紀の川市貴志川町北山六五七番地の一六

被相続人　亡　橋本　謙二

右被相続人は平成二十二年六月十六日頃死亡し、その相続人は平成二十二年七月三十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日
和歌山市三木町南ノ丁一八番地ライオンズマンション和歌山三木町二〇二号中迫法律事務所
相続財産管理人　橋本郁子
代理人弁護士　窪川　亮輔